

松戸市合唱連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は、松戸市合唱連盟と称する。

第2条 本連盟の本部を理事長宅に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は松戸市の音楽文化発展のために会員相互の協力および啓蒙につとめ、合唱音楽の普及向上、他地域との文化交流をはかることを目的とする。

第4条 本連盟は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 合唱祭および合唱音楽に関する講習会の開催
- 2 加盟団体の事業に対する援助、後援
- 3 その他必要と認められた事業

第3章 会 員

第5条 本連盟の会員は、松戸市内に在住または活動する団体および個人とする。

第6条 会員の入会は、書面をもって届け出て、理事会の承認を得、次期総会の了承を得ることとする。

第7条 退会するものは、その旨を書面をもって届け出る。

第8条 本連盟の趣旨に反したり、義務を果たさない会員は、理事会の決議により除名することができる。

第4章 役 員

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------------|
| 理 事 長 | 1 名 |
| 副理事長 | 1 名 |
| 理 事 | 7 名（うち会計1名） |
| 監 事 | 2 名 |

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 理事長は本連盟を代表し、その実務を統轄する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその任を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、本連盟の運営を審議し、議決する。
- 4 監事は事業の運営および会計を監査し、年1回、総会に報告する。

第11条 役員を選任は、総会で、会員の互選により行う。

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠または増員により就任した役員の仕事は、前任者の残余期間とする。

第5章 名誉会長、顧問および参与

第13条 本連盟に名誉会長、顧問、参与、を置くことができる。

第14条 名誉会長、顧問および参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第15条 名誉会長、顧問、参与は、総会および理事会に出席し意見を述べることができる。ただし議決に加わることはできない。

第6章 事務局

第16条 本連盟は役員の外に事務局を置く。

- 1 事務局は1名とし、年度の始めに理事長が委嘱する。
- 2 任期は特に定めない。

3 事務局の業務は次の通りとする。

理事会の資料作成

総会・各行事における資料の作成・発送などの事務

ホームページの管理

各機関との連絡業務

連盟の資料整理と保管

第7章 会 議

第17条 会議は、総会および理事会とする。

第18条 総会は全会員で構成し、毎年1回理事長が招集する。

第19条 総会は、会員総数の過半数の出席により成立する。ただし委任状を認める。

第20条 会員の2分の1以上の要求または理事会の決議があった場合、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第21条 理事会は、理事長が随時招集する。

第22条 1 会議の議決は、出席会員の過半数の賛成による。賛否同数のときは議長が決する。

2 本規約の変更は、総会出席者の3分の2の賛成とする。

第23条 総会に付議すべき事項は次の通りとする。

1 事業の計画・報告に関する件

2 予算および決算に関する件

3 規約の変更に関する件

4 役員の選出に関する件

5 その他、理事会で必要と認められた重要事項

第24条 理事会に付議すべき事項は次の通りとする。

1 事業に関する件

2 会計に関する件

3 会員、役員および名誉会長、顧問、参与に関する件

4 規約、細則などに関する件

5 その他必要な事項

第8章 会 計

第25条 本連盟の経費は、連盟費・補助金・寄付金、その他の収入とする。

第26条 連盟費は、年額団体会費6,000円、個人会員3,000円、学生及び児童団体2,000円とする。

第27条 連盟費は、毎年5月31日までに納付しなければならない。

第28条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

第1条 本規約は、昭和50年5月11日から施行する。

第2条 本規約は、昭和55年5月18日から施行する。

第3条 本規約は、昭和59年6月24日から施行する。

第4条 本規約は、平成3年4月14日から施行する。

第5条 本規約は、平成15年4月6日から施行する。

第6条 本規約は、平成16年4月11日から施行する。

第7条 本規約は、平成18年4月9日から施行する。